

項目	韓国	中国
一般的事項	面積:約10万平方km(日本の0.27倍) 人口:約4,800万人(2004年央推定) 首都:ソウル 人口1,027万6,968人(2003年12月31日時点) 言語:韓国語 宗教:仏教、キリスト教、儒教など	面積:960万平方km(日本の26倍) 人口:約13億人(2004年12月末時点) 首都:北京市 人口1,493万人(2004年12月末時点)) 言語:中国語(公用語) 宗教:仏教、イスラム教、キリスト教など
政治体制	政体:民主共和制 議会制度:一院制 議席数:295 与党・ヨルリン・ウリ党:148 (議長:林采正)(2005年3月14日現在)	政体:社会主義共和制(人民民主独裁) 全国人民代表大会が最高の国家権力機関。省・直轄市・自治区および軍隊が選出する代表によって構成。任期5年。毎年1回大会を開催。
経済動向	<ul style="list-style-type: none"> ・2005年3月2日、燕岐・公州地域の行政中心複合都市建設特別法案(2004年10月に違憲判断された行政首都機能移転の代替法案)が可決された。 ・2005年2月23～25日、韓国・ASEAN FTAの第1回交渉がジャカルタで開催。 ・2005年2月3日、韓国・米国の第1回FTA 事前実務者協議がソウルで開催。 ・2005年1月27・28日、韓国・インドのCEPAに関する第1回共同研究グループ会議がニューデリーで開催。 ・2005年1月27日、証券取引所、先物取引所、コスダック市場、コスダック委員会を統合した韓国証券先物取引所が発足した。本社は釜山。 ・2005年1月25・26日、韓国・カナダFTAの第1回政府間予備協議が韓国外交部で開催。 	<ul style="list-style-type: none"> ・2005年7月25日:上半期のGDPは6兆7,422億元、成長率は9.5%。一部の産業、製品で供給過剰の傾向が強まりつつある。 ・2005年7月22日:中国人民銀行は、人民元の対米ドルレートを2.1%切り上げ、為替制度について「通貨バスケット制度を参考とした管理フロート制度に移行する」と公表した。 ・2005年7月20日:製造業購買担当者指数(PMI)は、3月から3ヶ月連続で低下しており、景気は先行きの不透明感が強い。 ・2005年7月19日:外貨準備高7,110億ドル(前年同期比51.1%)に急増。 ・2005年7月5日:2004年度の対中投資は輸送機が牽引。2004年度日本の中国向け投資は、前年度比45.3%増の45億6,673万ドルと大幅に拡大した。木材・パルプ(前年度比10.2倍)、鉄・非鉄(同2.5倍)、輸送機(同97.0%増)、サービス業(同88.8%増)などが大幅に伸びた。
WTO・他協定加盟状況	WTO(1995年1月加盟、ただしGATT加盟は1967年4月14日) (二国間協定) 日韓投資協定(2003年1月発効) 韓国・チリFTA(2004年4月発効) 日韓社会保障協定(2005年4月発効)	WTO加盟(2001年11月加盟、1982年GATTのオブザーバー資格、1986年GATT加盟申請)、 APEC(1991年) ASEM(アジア欧州会合、1996年) バンコク協定(韓国、スリランカ、バングラデシュ、ラオス、2001年)
関税等規制	国定関税率(基本税率、暫定税率、弾力関税率)および国際協力関税がある。輸出入業は自由化されており、ライセンスは不要。ただし、韓国貿易協会から貿易業固有番号を受ける必要がある。居住者または非居住者が米ドル1万ドルを超過する支払手段(注)を携帯搬入する場合および国民である居住者が米ドル1万ドルを超過する支払手段を携帯搬入する場合は管轄税関長に申告しなければならない(外国為替取引規程第6-2条第2項)。(2002.7.2改正)	貿易為替制度管轄官庁:商務部(国内・国外の貿易と国際経済協力を管轄)。輸入には、輸入経営資格、輸入業務の認可、商品の検査、検疫、AD(アンチダンピング)税、反補助税、セーフガードなどが課せられるケースがある。中国の関税は、従価税、従量税および両者を併用する複合税がある。資本取引は原則禁止(個別認可)で、資本取引について収支とともに、厳格な管理が行われている。

項目	韓国	中国
出資比率	外国人投資対象業種のうち開放業種に対しては外国人投資比率100%許容。部分開放業種は許容比率まで許容。(建設業への規制はない)	外資比率25%以上。25%を下回る外商投資企業については、法律、行政法規に別途規定がある場合を除き、その投資総額の範囲内で輸入する自社用設備、物資は税金減免の待遇を受けず、その他の徴税についても外商投資企業の待遇を享受しない。
外国企業の土地所有の可否	内・外国人平等主義の原則に従って民法上にも内国人と同等な権利能力が認められるため、外国人も土地に関するさまざまな権利がある。	土地の所有権は原則として国家に帰属し、外国企業の土地所有は認められない。ただし、土地の使用権は認められる。
規制業種・禁止業種	日韓投資協定により日本人の韓国内投資に対しては内国民待遇が付与される。ただし日韓投資協定の附属書1および附属書2で規定された分野や対象(建設業は該当せず)に対しては例外とする。	「外国投資産業指導目録」(2002年4月1日施行・改正)により、制限、禁止業種を指定。
資本金に関する規制	最低資本金:株式会社の最低資本金5,000万ウォン。外国人が共に投資する場合には、1人当たり投資金額が5,000万ウォン以上。 国産化率、現地調達義務、輸出義務、国内販売規定等に関する特別な規定はない。	登録資本額の減額は厳格な審査認可の下におかれている。 最低資本金は50万人民元(生産・卸)、30万人民元(商業小売)、10万人民元(サービス)等。
各種優遇措置	外国人投資促進法および租税特例制限法により、国内産業の国際競争力強化に肝要な産業支援サービス業および高度の技術を伴う事業への外国人投資に対して、法人税等の減免がある。また、国や共有財産の賃貸および賃貸料の減免、関税率等の支援、その他の支援および特例制度がある。	法人税率、設備免税、営業税、関税、増値税、技術開発費、中西部地域、銀行借入。
奨励業種	外国人投資促進法および租税特例制限法により国内産業の国際競争力強化に肝要な産業支援サービス業および高度の技術を伴う事業への外国人投資に対して法人税等の減免がある。	「外国投資産業指導目録」(2002年4月1日施行・改正)により、奨励業種を指定。 また、西部大開発を推進するため、「中西部地区外国企業投資優位産業目録」(2004年9月改訂施行)を公表、対象20省市別に奨励業種(高度技術等)を指定。
その他税制	個人所得税、付加価値税	個人所得税、増値税、営業税、消費税、関税
二国間租税条約	日韓租税条約により規定	日中租税条約で不動産所得、役務提供などを規定(源泉税率は親子会社間の配当が10%、一般配当が10%、利子が10%、使用料が10%)
法人税等	(法人税+住民税) 課税標準1億ウォン以下:14.3%、1億ウォン超:課税標準の27.5% (個人所得税) 4段階最高税率35%(8千万ウォン超) (付加価値税)10%	外資系企業に対する基本法人税率33%(国税30%、地方税3%)、軽減税率、源泉課税、駐在員事務所課税 (個人所得税) 9段階最高税率45%(10万人民元超) (増値税) 中国国内で物品の販売および加工、修理修繕等の役務提供、物品の輸入を行う場合17%、13%、11%、8%、5%の5段階

項目	韓国	中国
在留許可	外国人登録外国人が入国した日から90日を超えて韓国に滞在する場合、その滞在地を管轄する事務所長または出張所長に外国人登録をしなければならない。(出入国管理法第31条)	在外中国公館より入国査証の発給が必要である。入国後、常駐期間などに基づき滞在査証を取得。併せて、公安当局より外国人居留証の発給が必要。
外国人就業規制	外国人が韓国で就業しようとする時には、就業活動ができる滞在資格を受けなければならない。	「外国人の中国における就業管理規定」(1996年5月)に基づき管理。外国籍従業員を雇用する場合、進出地域の労働行政部門より就業証などを取得するなどの関連手続が必要。
現地人の雇用義務	常時50人以上の勤労者を雇用する事業主(運転手が付いた建設設備賃貸業を除いた建設業においては工事実績額が労働部長官が定める金額以上の事業主)はその勤労者の総数の100分の2以上に該当(1人未満の端数がある場合はその端数は切り捨てる)する障害者を雇用しなければならない。	合併企業の所在地区の労働人事部門の協力を得て、独自に従業員を採用することができる。法律上明確に義務付けられているわけではないが、外国人の雇用には認可が必要であり、一定の制限下におかれている。原則として特殊技能を要しない単純労働については現地人を雇用しなければならない(雇用比率について明確な法律規定はない)。
現地での資金調達制度	新株発行および社債発行、金融機関等からの借り入れ等。	一般には国外から調達するが、中国銀行から外貨建融資を受けることもできる。製品輸出企業、先進技術企業は優先的に貸し付けを受けられる。中国銀行以外では中国人民銀行の指定を受けた銀行はすべて外資系企業に人民元の貸し付けができる。
為替管理と外貨交換制度	すべての通貨取引が可能。主に米ドルと日本円が取引されている。	貿易取引であれば基本的な制限はなく、一定の条件を満たせば支払いを行うことができるが、貿易取引以外については一定の制限がある。資本取引に関しては収支ともに厳格な規制管理が行われている。
実質GDP成長率	4.6% [2004年]	9.5% [2004年]
名目GDP総額	778兆4,446億ウォン [2004年] 6,801億ドル [2004年]	13兆6,876億元 [2004年] 1兆6,537億ドル [2004年]
対内直接投資(契約)	128億ドル [2004年] 米36.9%、日17.7%、蘭10.2%、中国9.1%	437億ドル [2004年] 香港31.3%、バージン諸島11.1%、韓国10.3%、日本9.0%
消費者物価上昇率	3.6% [2004年]	3.9% [2004年]
失業率	3.5% [2004年]	4.2% [2004年]
経常収支(国際収支ベース)	276億1,280万ドル [2004年]	686億5,916万ドル [2004年]
貿易収支(国際収支ベース)	381億6,070万ドル [2004年]	589億8,228万ドル [2004年]
外貨準備高	1,989億9,700万ドル [2004年]	6,145億ドル [2004年] (参考)日本8377億ドル(2005.03)
対外債務残高	1,776億4,200万ドル [2004年]	2,286億ドル [2004年]
		以上、source:JETRO

項目	韓国	中国
考察	<p>[ソブリン発行本体(S&P自国通貨建)格付け] A+格</p> <p>[道路総延長](国土:日本の0.27倍) 9万1396 km(2001年末、日本2002:124万km) 高速道路は2637 km(2001年末、日本2002: 8,700km)</p>	<p>[ソブリン発行本体(S&P自国通貨建)格付け] A-格</p> <p>[高速道路道路総延長](国土:日本の26倍) 2万5100km(2002年度、日本2002: 8,700km) 「国家高速道路網計画」では、2020年8万2千km目標。</p> <p>[留意事項]インドシナ半島をめぐる思案 バンコク-ラオス-ダナンを結ぶインドシナ横断道路計画(1993年8月 第二回メコン川流域多国間経済協力会議) インドシナ縦断道路となる中国-ラオス-ミャンマー-タイ</p>
	<p>[WEIS ARCLレポート] 労働問題(年休買取制度、争議中の給与支払い、廃業補償金等の制度慣行)は、投資を行う上での最大懸念材料となっている。</p> <p>[OECDレポート] 一人当たり国民所得が頭打ち(OECD平均の2/3)。労働生産性(30国中27位)を高めるには、正社員への保護の緩和等労働市場の柔軟性を高め、大学教育の質を高め産業・大学・研究の連携を深め、研究開発投資の効率を高める等多大な努力を要する。</p> <p>[出生率]1.16(2004,日本2004:1.29)</p>	<p>[WEIS ARCLレポート] 経済構造は工業国型へシフト中。WTO加盟以降、金融・流通分野等で外国企業の参入が拡大している。都市部での貧困層が増加傾向。(農村貧困層、95年6540万人→04年2900万人)内陸部のインフラ整備を促進(西部大開発政策)。</p> <p>[OECDレポート] 汚職、公務員改革、電子政府、税制、規制改革、雇用、競争政策、銀行、知的財産権、環境等中国経済の課題を取り上げている。贈収賄の大半は政府調達や建設物件での契約獲得の見返りとして企業が政府関係者に贈る「キックバック」で、GDPの1.5%に相当する規模。</p> <p>[出生率]1.3程度(2004,上海0.96)</p>

(参考-1) S&Pソブリン発行本体格付け(自国通貨建て、2005-10-17現在)

- AA- イタリア、台湾、日本、香港、
- A+ 韓国、クウェート、サウジアラビア、
- A バーレーン、タイ、
- A- オマーン、中国
- BBB ロシア
- BB+ インド、フィリピン
- BB インドネシア、ブラジル、ベトナム、

(参考-2) 産業構造(韓国銀行(http://ecos.bok.or.kr/EIndex_en.html) WEIS 国民経済計算)

